

石見地域振興アドバイザー派遣事業実施要領

島根県西部県民センター
令和3年10月1日

第1 目的

本事業は、次世代を担う生徒・学生等が参画する地域づくりやふるさと教育を通じた人づくり等を行おうとする又は行っている団体等にアドバイザーを派遣し、必要な助言等を行うことにより、社会的資源の不足する石見圏域（浜田市、益田市、大田市、江津市、邑智郡及び鹿足郡をいう。以下同じ。）における地域づくりの促進に資することを目的とする。

第2 派遣対象団体

アドバイザーの派遣を依頼できる者は、石見圏域に属する地域において、地域の課題解決又は振興に向けた活動に取り組む又は取り組もうとする団体等とする。

ただし、当該団体等に対し、市町からの補助金、交付金等によりアドバイザーの派遣に係る経費が措置されている場合を除くものとする。

第3 アドバイザーの業務内容

アドバイザーが行う業務は生徒・学生等が主体的に参画する地域づくりや、ふるさと教育を通じた将来の地域を支える人づくり等に関連する取組を対象とし、派遣を依頼した団体等が抱える課題の解決、取組の促進や大人・地域と協働する活動等に必要な助言、講演等を行うものとする。

第4 アドバイザーの派遣要望

アドバイザーの派遣を受けようとする団体等は、様式1により西部県民センター所長（以下「県」という。）にアドバイザーの派遣を要望するものとする。この場合において、県は、必要に応じて当該団体等の所在する市町に、要望のあった内容について情報提供を行う。

第5 アドバイザーの派遣

県は、第4による依頼があった場合において、アドバイザーの派遣を必要と認めるときは、団体等から要望のあったアドバイザー又は適切と思われるアドバイザーを選定の上、派遣を決定し、アドバイザーに助言等を依頼するものとする。

第6 報告

アドバイザーの派遣を受けた団体等は、様式2により派遣の実績を県へ報告するものとする。この場合において、県は、必要に応じて当該団体等の所在する市町等に、報告された内容について情報提供を行う。

第7 費用負担

県は、第6の報告書の提出があったときは、活動報告内容を精査のうえ、当該アドバ

イザーに派遣費用（報償費及び旅費等）を支払うものとする。

第8 守秘義務

アドバイザーは、本事業の実施上知り得た秘密を関係者の承諾なく他に漏らしてはならない。

第9 事業期間

令和3年10月1日から令和4年3月31日までとする。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の運用に関して必要な事項は、別に定める。

附則 この要領は、令和3年10月1日から施行する。